

簡易課税の注意点

消費税の計算においては、原則課税と簡易課税があります。一定の要件に該当する会社は、原則課税と簡易課税のいずれかを選択することができます。

簡易課税を選択する場合、通常、原則課税と比較して簡易課税のほうが税額を低く抑えられるからという理由があります。

ただ、いくつかの注意点があります。

- ①簡易課税を選択すると、消費税が還付になることはありません。そのため、多額の設備投資を行って多額の消費税を払ってもその消費税の還付をうけることはできません。
- ②簡易課税を原則課税にするためには、前事業年度までに簡易課税選択不適用届出書を提出しなければなりません。そのため多額の設備投資を行い消費税の還付をうける場合は、設備投資を行う事業年度の前事業年度までに、税

理士に連絡して簡易課税選択不適用届出書を提出してもらい必要があります。これを行わないと、還付が受けられませんので、必ず連絡してください。

- ③ 簡易課税を選択すると、2年間は簡易課税になります。
- ④ 簡易課税を選択するためには、初年度は選択したい事業年度の前事業年度までに、簡易課税選択届出書を提出しなければなりません。この届出書を提出しなければ簡易課税は選択できません。
- ⑤ 簡易課税の選択や不適用は、受けたい事業年度の前事業年度までに届出書を提出しなければなりませんので、必ず前事業年度までに税理士に連絡や相談をしてください。